

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会
CISPR F 作業班（第 1 回）議事要旨（案）

- 1 開催日時：平成 23 年 4 月 18 日（月） 14 時 00 分～17 時 05 分
- 2 開催場所：総務省 11 階会議室
- 3 出席者（順不同）

【構成員】井上主任（KEC）、石田構成員（ARIB）、菅野構成員（NTT）、業天構成員（パナソニック）、久保構成員（NHK）、篠塚構成員（NICT）、徳田構成員（東京大学）、平伴構成員（パナソニック電工）、前川構成員（ダイキン工業）、三塚構成員（TELEC）、森光構成員（JEMA）、山下構成員（JET）

【事務局】浦賀監視官・郷藤（総務省）

4 議事概要

- (1) 事務局から配付資料の確認が行われた。
- (2) 事務局から TELEC 野村構成員から三塚構成員への交代が紹介された。
- (3) 事務局から CISPR 委員会と局所吸収指針委員会とが電波利用環境委員会に統合されたことが説明された
- (4) 資料 1-1 前回議事要旨案について、修正意見等あれば 1 週間以内に事務局まで連絡することで承認された。
- (5) 資料 1-2 から 1-8 までに基づき、CISPR14-1 第 5.1 版答申案について、前川構成員から提案説明があり、下記の議論が行われた。議論に基づいた修正及びエディトリアルな修正を行った版についてメール審議を行うこととなった。

○三塚構成員：二つの団体から同値のデビエーションが提出されているが、内容が異なるのはなぜか。

山下構成員：電気用品安全法による漏洩電流の許容値はエアコンは 1mA、洗濯機は個別規定によりさらに低く 0.5mA である。洗濯機は 1mA まで許容すれば妨害波は低減するが、0.5mA 以下でないとも市場からクレームが来ることもあり、漏洩電流を低く抑える必要がある。一方エアコンは元々許容値の 1mA 付近で設計しているため、妨害波を低減する余地がない。以上の両者のスタンスの違いから、このような資料となっている。

井上 主任：エアコンは電源フィルタの漏洩電流に加算される圧縮機からの漏洩電流

が大きいことから低減余地がないと聞いている。

○篠塚構成員：エアコンと洗濯機で緩和値が異なるのはなぜか。

前川構成員：当初、エアコンと洗濯機は同様の緩和値であった。これは、サンプルデータをもとに極力緩和値を小さくするためであり技術的根拠が無く、国際規格に対して一律 24dB の緩和というわかりやすいものにした。

篠塚構成員：緩和が小さい方が受け入れやすいのではないか。委員会での審議において本資料では両者の差が目につく。技術的な理由があれば良いが。

山下構成員：緩和の数値が複雑だと使用者としては不便である。また、妨害波の特性として 200kHz 以下を満たせば 200~500kHz は十分低減されるので、問題はない。資料としては統一した緩和値とした方がよい。

前川構成員：洗濯機のデビエーション提案資料をエアコンに合わせるように修正する。

篠塚構成員：実力値があって、漏洩電流の許容値を満たす必要があるという理由はよいが、急激に許容値が上がるのはいかがか。

前川構成員：現在の許容値から 6dB 改善したという見方もある。

井上 主任：許容値としてのわかりやすさと、技術的根拠と言った時にはデータ数の少なさ等もあり、一律 24dB の緩和とする。

○徳田構成員：漏えい電流が、日本は 1mA、他の国ではどうなのか。

山下構成員：他国とはアース配線のインフラ構造が異なる。日本はアースのないコンセントが主流で、クラス I 機器はアースを含む 3 ピン、クラス 0 I 機器は電源線以外にアースを取る構造である。クラス 0 I 機器は使用者がアースを取らないことも想定しているので、0.5mA と厳しく定められている。また、日本固有の電安法の技術基準では、許容値が 1mA である。

徳田構成員：では緩和は永続的ということか。

前川構成員：配線工業会ではアース付きコンセントの普及を進めている。

井上 主任：5 年後にはインフラ整備と技術進歩を踏まえて見直すということ。

○三塚構成員：資料 1-7 の妨害波端子電圧の測定結果はどのようなものか

前川構成員：会員メーカ 6 社から提供された 2.8kW クラスの測定データである。

三塚構成員：電流値との相関を考慮した場合、明記し、別ページに記載した方が良い。

○篠塚構成員：平成 9 年の前回答申時のように審議会でデビエーションについてコメントがあると思われるが、5 年後を目処に見直すと答申本文に記載すべきではないか。

井上 主任：答申本文に記載するのは適当ではないので、資料 1-2 作業班報告にデビエーションを必要とする理由、見直し時期（5 年後）を記載することにした。

○井上 主任：付則 ZB について、内容が 1 項目だけなので、本文に組み入れた方が良いのではないか。

前川構成員：当初、付則 ZA の 2 としていたが、内容が補足的なので別とした。本文に組み入れても特段問題ないと思われる。

井上 主任：別の付則として独立させるほどのことではないので、5.2.3 項に組み入れることとする。

- (6) 資料 1-9 及び 1-10 に基づき、CISPR/F/533/CDV 及び CISPR/F/535/DC の文書審議について、平伴構成員から提案説明があり、下記の意見およびエディトリアル修正の後、承認された。本日不参加の委員がいるため、本日の意見反映版についてメール審議を行うこととなった。

○菅野構成員：直管型蛍光ランプ・アダプターや安定器内蔵型直管蛍光ランプ等は、日本照明器具工業会で認められていなくても、実態として用いられているが良いのか。

平伴構成員：欧州の場合は基本的に 200V なので、安定器はチョーク式である。日本だとトランス式もあり、そんなに簡単に試験できないため、認めていない。LED ランプは本提案に含まれていないため、日本としては意見が無い。

井上 主任：DC なので、賛成／反対と言わなくても良いのではないかと。

菅野構成員：コメントで日本の現状を情報提供してはどうか。

平伴構成員：そのようなコメントを追記する。

- (7) 資料 1-11 及び 1-12 に基づき、WG1 及び WG2 の審議動向について、前川構成員及び平伴構成員から説明があり、下記の議論があった。

○井上 主任：バッテリー充電器の DC 出力はテレコムポートに接続されるわけではないのに、出力端子に対する要求事項無しというのはおかしいのではないかと。

森光構成員：CISPR/WG 会議では具体的な説明がなかったため議論とならなかった。

菅野構成員：テレコムポートは SC I の所掌である。

前川構成員：テレコムポートの規格追加なら良いが、出力・補助端子に対する要求事項の置き換えとなると問題である。

井上 主任：DC 文書となった時にコメントすることにする。

○三塚構成員：CISPR15 の放射妨害波の測定距離を 3m に変更とのことだが、追加ではないのか。

平伴構成員：測定法を簡素化するためにできれば 3m としたい。

三塚構成員：装置の大きさの問題もあり相関が取れないであろうから、両論併記でないと難しいだろう。

井上 主任：CISPR11 では直径 1.2m 以下の機器は 3m で測定可能となっている。参考と

したら良い。

(8) その他

次回会合は未定。

以 上